

東京高等裁判所 令和6年(行ケ)第16号

陳述書

2024(令和6)年10月23日

東京高等裁判所 民事21部 御中

氏名 剗田 芳彦

私は、上記事件の原告として、次のとおり陳述します。

1

まず、わたしがなぜ都政に関心をもち、都知事選の選挙運動に関係するようになったかを、少し説明いたします。

2003年10月、東京都教育委員会は卒入学式等の国旗国歌の実施要領を細かく定めた10.23通達を発令し、この通達に従わず日の丸不起立だった教員に対し、戒告、減給、停職などの処分を科し続けました。この通達は1999年成立の国旗国歌法に基づくもので、法案審議中、文部大臣や官房長官は「この法律が成立しても、教職員の職務上の責務の変更はない。この法制化は起立・斉唱を画一的にするものではない」と答弁していたにもかかわらずです。

累計処分者は484人(2020年12月現在)に上ったので、都教委を相手取った訴訟が相次いで提起され、わたしもおかしと思ったので、支援を続けました。2012年1月「減給以上の処分は重すぎて違法」との最高裁判決で、減給や停職処分は取り消されました。

もちろん10.23通達を発出したのは東京都教育委員会であり、知事ではありません。しかし教育委員会の教育長は知事が推薦し都議会が承認するシステムになっています。10.23通達を発出した横山洋吉教育長は2期5年教育長を務めたあと、知事からの「ご褒美」として副知事に就任しました。

石原都知事が退陣すればこの通達は廃止されるかと期待していましたが、猪瀬直樹知事(2012-14)、舛添要一知事(2014-16)、小池百合子知事(2016-)と変わっても、10.23通達は不変で処分が続いています。

このような経緯から、私は都知事選に強く関心を抱き、2007年の浅野史郎選挙からほぼ毎回、反自民・反公明・反都民ファーストの候補を応援し、ボランティアとしてチラシのポスティング、電話入れ、街宣などの活動を続けてきました。

小池都知事は、あの石原都知事さえ送付していた関東大震災朝鮮人犠牲者追

悼式典への追悼文送付を2017年以降中止し、2021年3月都議会で超党派で成立した東京都子ども基本条例（国連子どもの権利条約に準拠した条例）の精神を踏みにじり朝鮮学校にのみ高校学費ゼロを適用しないなど、いっそうの悪政を展開し続けています。

2

今回の都知事選は6月20日（木）が告示日でしたが、わが家には20日か21日に東京都から「大切なお知らせ」「臨時くらし応援事業」という封書が届きました。封筒を開けると生活困窮世帯（住民税非課税または住民税均等割のみ課税の世帯）に1万円の商品券または電子ポイント（JCB、Visa など5種類の商品券、ペイペイ、dポイント、楽天ポイントなど10種類のポイントから選択）を届ける（正確には、同封ハガキか特設ウェブサイトから申し込むと届く）というものでした。

たしかに食品・日用品の高騰がすさまじい時期なので家計にはたいへん助かる制度です。普通の人には、こんな「幸福の手紙」が届けば、東京都はなかなかすばらしいプレゼントをしてくれる、いまの都知事のままでよいではないか、と感心してしまいます。

しかし私は、タイミングが告示日を狙ったようにドンピシャリなので、あからさまな「買収」、しかも商品券・電子ポイント1万円分を送付したのは190万世帯なので、およそ280万人の有権者（全有権者の約1/4）を対象とする「大規模な」買収行為だと思いました。公職選挙法は「当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって選挙人又は選挙運動者に対し金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をした」（公選法221条第1項1号）のが公職の候補者である場合には、「四年以下の懲役若しくは禁錮（こ）又は百万円以下の罰金に処する。」（同法同条3項1号）としています。

前年9月の東京都018（ゼロイチハチ）サポート発表、12月発表の「高校の授業料を2024年度から実質無償化」のときにも、都知事選まで1年を切ったまさにその時期だからこそその政策発表だと思いましたが、今回は時期が告示日直近だけにあまりにも露骨だと感じた次第です。

もちろん（通常の）都政運営のための政策と見分けはつかない、だから「現職の強み」ということもいえるでしょう。また、なぜ刑事告発しないのかという声もあるとは思いますが。しかし、公職選挙法には「その選挙が（略）公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする」（1条）とあり、東京都選挙管理委員会のHPには「選挙管理委員会は、公正な選挙を行うため、長から独立した機関として置かれるもの」とあります。

法の精神や選挙管理委員会のそもそもの存在理由に照らし、裁判所においては、公正な選挙を実現すべきという理念のもと、慎重かつ公正な審議と判断をしていただくことを心よりお願いいたします。

以上